

# 【参考】環境配慮の体系

## 【国（環境省）の基準】

（環境省令①：改正法第21条第6項）

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、  
いづれの市町村も共通して遵守すべき基準  
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に配慮すべき事項等を規定

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

## 【都道府県の基準の定め方】

（環境省令②：改正法第21条第7項）

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方  
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

踏まえて、都道府県が定める

## 【都道府県の基準】（任意）

※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

## 【協議会】（改正法第22条）

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場  
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

議論を踏まえて、市町村が設定

## 【地方公共団体実行計画マニュアル等】（技術的助言）

- 国の基準（環境省令①）で示された、促進区域から除くべき、または、促進区域設定時に配慮が必要な保全・保護区域等の解説
- 都道府県の基準の考え方（環境省令②）で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- 地域の環境保全のための取組の考え方（改正法第21条第5項第5号イ）  
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

## 【促進区域】

※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

## 【市町村が定める「地域の環境保全のための取組」】

※事業において講じるべき環境保全措置等（配置、規模の条件等）

## 【市町村が定める「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」】

踏まえて、市町村が検討・実施